

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業価値を継続的に高めていくためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しております。特に「株主の権利保護」、「株主の平等性」、「ステークホルダーとの円滑な関係の構築」、「適時適切な情報開示」、「経営に対する監督機能の強化」を重要な柱としてコーポレート・ガバナンスに取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
加藤 博敏	2,945,200	26.23
有限会社PLEASANT	2,916,000	25.97
加藤 郁子	914,000	8.14
金子 美由紀	612,000	5.45
加藤 一裕	612,000	5.45
株式会社ピーエイ自己株式	476,916	4.25
五十嵐 輝夫	199,000	1.77
鈴木 智博	132,000	1.18
高木 邦夫	120,000	1.07
杉 三郎	99,000	0.88

支配株主(親会社を除く)の有無 更新 加藤博敏

親会社の有無 なし

補足説明 更新

該当事項はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新 東京 第二部

決算期 更新 12 月

業種 更新 サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数 更新 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 更新 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 更新 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社と支配株主との取引に関しましては、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、取締役会決議及び社内規定等に基づき決定・処理がされております。また、少数株主保護の観点から、株主総会決議、取締役会決議、社内規定等によらない取引等が発生する場合には、弁護士、会計監査人、税理士等の外部機関の見解を求め、取引の公平性を確保する方針です。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	8 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	3 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中村隆夫	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中村隆夫	○	・和田倉門法律事務所パートナー弁護士 ・パカラ株式会社取締役 ・会社法427条1項の規定により、社外取締役との間で、会社法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、善意・無住過失である場合に限り、会社法425条第1項にさだめる最低責任限度を限度とする。	上場企業等の社長職など会社経営に携わってきた経験を、取締役に就任された場合に当社の経営に活かすために、社外取締役として選任をしたものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新

なし

【監査役関係】

--	--

監査役会の設置の有無 更新	設置している
定款上の監査役員の人数 更新	4 名
監査役の人数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査室、監査役会及び会計監査人の相互連携については、内部監査の状況を監査役会や会計監査人に報告し、情報共有しております。また、監査役会と会計監査人との間で、定期的及び随時監査にかかる会議を開催し、主要勘定及び現在の会計処理を適切に把握するとともに、当該内容に基づく監査を実施しております。会計監査人の実施した監査結果については、監査役会及び内部監査室へ報告されており、その他の必要事項も情報を交換しております。

社外監査役の選任状況 更新	選任している
社外監査役の人数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
津田哲男	他の会社の出身者													○
松田聡	他の会社の出身者													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
津田哲男		会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。	上場企業等の社長職として豊富な経験を有しており、経営の監視機能強化及び経営の健全性・透明性の向上に両氏の経験を活かすことで、当社のコーポレート・ガバナンス強化に寄与し、また客観的な視点で取締役の執行状況等の監査が可能であると判断。
松田聡		会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。	税理士の資格を有しており、財務、会計及び税務に関する専門的な知識と豊富な見識から、当社のコーポレート・ガバナンス強化に寄与し、客観的な視点で取締役の執行状況等の監査が可能であると判断。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	1 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新**

実施していない

該当事項に関する補足説明 **更新**

特にありません。

ストックオプションの付与対象者

該当事項に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新**

個別報酬の開示はしていない

該当事項に関する補足説明 **更新**

該当事項はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 **更新**

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外取締役及び社外監査役との窓口は管理部が担当し、各種のサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、監査役制度、経営の意思決定及び業務監督機能と業務執行機能を分離し、迅速な業務執行を行なうために執行役員制度を採用しており、経営管理組織としては、取締役会、監査役会、執行役員会議があります。

取締役会は、取締役3名(うち独立役員1名を含む社外取締役1名)で構成されており、株主を代表して経営の基本方針、法令及び定款で定められている事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行責任者の業務執行状況を監督する機関として月1回以上開催しております。業務執行責任者は、戦略の策定及び執行の役割を担っており、取締役会の役割は、業務執行責任者が立案した戦略の検討、承認及び管理の役割を担っております。

執行役員会議は、代表取締役社長、執行役員、各事業部門責任者、管理部門責任者から構成されており、代表取締役社長が社内各部門の業務の状況を把握し、また経営戦略及び内部統制に関する方針を社内各部署に浸透させるために月1度開催し、有効性を十分に討議すると共に、日常の業務について意思決定の迅速化、効率化を図っております。

監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されており、経営の監視機能として随時監査役会を開くことで、情報の共有と意思疎通を図っております。また、顧問弁護士・監査法人からも必要に応じて助言又は連携をすることにより、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

取締役・監査役・社外監査役により構成されるガバナンスのもと、各役員の能力が有効に作用して意思決定プロセスに関与することで、監査体制の充実が図られ、経営の健全性・透明性を確保した迅速な意思決定ができるものと考え、上記の体制を採用しております。

取締役・監査役・社外監査役により構成されるガバナンスのもと、各役員の能力が有効に作用して意思決定プロセスに関与することで、監査体制の充実が図られ、経営の健全性・透明性を確保した迅速な意思決定ができるものと考え、選択をしております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の早期発送に努め、直近の定時株主総会では3週間前に発送いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回～2回の機関投資家向けの決算説明会を開催し、当社に対する認知度の向上及び企業価値向上を図ってまいります。	あり

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容の概要は、次のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、管理部が中心となって、業務プロセスや規程の整備、評価・監視体制の強化により、取締役の職務執行の適正を確保します。また、違法行為に対するけん制機能として内部通報制度を制定し、不祥事の未然防止を図るとともに、反社会的勢力排除に向けた体制整備を行います。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社では、情報管理規程や文書管理規程を整備し、重要文書の特定や保管形態の明確化により、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存・管理する体制を構築します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社を取り巻く様々なリスクを把握・管理するため、リスク管理規程等を制定し、管理部が中心となって、リスク管理に必要な体制の整備・強化を行います。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、各部門の担当職務内容及び職務権限を明確にするため、職務分掌及び職務権限に関する規程を整備し、取締役の業務執行の効率性を確保するよう努めます。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、企業理念・行動規範・役職員活動指針においてコンプライアンスの重要性を掲げるとともに、その内容を情報システムを通じて全職員に徹底します。また、管理部が中心となって、体制強化に努めます。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ各社の適正かつ調和の取れた業務運営の確保のため、適切な議決権行使等の手段を通じてグループ全体の業務運営を管理するとともに、グループ各社の内部統制システムの整備を進めます。また、情報の保存管理、リスク管理、コンプライアンス等、グループ全社で統一的な対応を実施し、グルーブ一体経営の確立を図り、監査役会による監査体制を構築します。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会が、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを要請した場合は、内部統制室構成員等補助業務に十分な専門性を有する者を配置することとします。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会は、配置すべき職務補助者の選任等に関して意見を述べるができるものとします。また、配置された補助者は、その補助業務に関しては取締役からの指揮は受けないものとします。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人が監査役会に報告すべき事項を定める規程を制定し、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項については直ちに監査役会に報告することとします。また、監査役会が使用人等から直接報告を受けられるように内部通報制度を導入します。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼する、などを行うことができるものとします。

11. 内部統制システムの運用状況の概要に関する事項

当社は、取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備し運用しております。当事業年度の開始時には、社員向けに経営方針、経営課題、対応方針等を説明し、全社員の意識の統一化を図っております。期中においては、当社の持続的成長への妨げと成りえる事業を対象にリスク管理を実施し、グループ全社による対応方針と実施状況を取締役会に報告しております。また、「企業倫理要領」及びコンプライアンス体制に係る規定を制定し、コンプライアンス監査、コンプライアンス研修等を運用しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、役職員が業務を遂行する上での基本原則である企業倫理綱領に基づき、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な事業活動を妨げる反社会勢力との取引その他一切の関係を遮断し、反社会勢力から不当な要求を受けた場合には、組織全体として毅然とした態度で対応する。管理部所管のもと顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、今後継続して社員の教育・啓蒙を実施することで、反社会勢力排除に向けてされる社内体制の整備・強化を図っていく方針です。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	更新	なし
-------------	----	----

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

更新

該当事項はありません。